



【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第55条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> 全粉乳（容量が3リットル以下である箱に詰められたもの） <input type="checkbox"/> 加糖粉乳 <input type="checkbox"/> 食肉ハム <input type="checkbox"/> 食用油脂（複色又は複層の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> 調製粉乳 <input type="checkbox"/> 食肉ソーセージ <input type="checkbox"/> マーガリン <input type="checkbox"/> 添加物（法第55条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> 食肉製品 <input type="checkbox"/> 放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ショートのほか			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者適任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
① 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に属した情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業員が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				